［別表第十六・別表第十七　略］

別表第十八　証明規則第２条第１項第４号の５、第４号の６、第４号の６の２、第４号の６の３及び第４号の６の４に掲げる無線設備の試験方法

第一　変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式又は四値周波数偏位方式を用いるもの

一　一般事項

［１～５　略］

６　その他

［⑴　略］

⑵　自動的に又は遠隔操作によって中継を行う無線設備では、再生中継方式を用いる無線設備に適用する。

⑶　［略］

⑷　［略］

［二・三　略］

四　周波数の偏差

１　測定系統図

⑴　四分のπシフト四相位相変調方式で周波数追従機能を有しない場合若しくは機能させない場合又は四値周波数偏位変調方式の場合

［図　略］

⑵　四分のπシフト四相位相変調方式で周波数追従機能を機能させる場合

［図　略］

２　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ（無線設備が無変調状態の場合に限る。）、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　［略］

２　測定器の条件等

⑴　減衰器の減衰量は30dB程度

⑵　スペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	使用帯域の全範囲
分解能帯域幅	10kHz程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力減衰器	20dB
基準レベル	＋10dBm

⑶　復号器は試験機器のシステムに適合したものを使用する。

３　試験機器の状態

通常の使用状態（待受）としておく。

４　測定操作手順

発呼動作を行い、復号器で復号して呼出名称を読み取る。

５　試験結果の記載方法

判定結果について、良、否で記載する。

６　その他の条件

⑴　試験機器に送信状態の表示機能がある場合、スペクトル分析器は必要でない。

［別表第十六・別表第十七　同左］

別表第十八　証明規則第２条第１項第４号の５及び第４号の６に掲げる無線設備の試験方法

第一　変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式を用いるもの

一　一般事項

［１～５　同左］

６　その他

［⑴　同左］

［新設］

⑵　［同左］

⑶　［同左］

［二・三　同左］

四　周波数の偏差

１　測定系統図

⑴　周波数追従機能を有しない場合又は機能させない場合

［図　同左］

⑵　周波数追従機能を機能させる場合

［図　同左］

２　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　［同左］